

学校法人 松 蔭 学 園 寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人松蔭学園と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都世田谷区北沢 1 丁目 1 6 番 1 0 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、「知行合一」を校是として、社会に有能な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

① 松蔭大学

大学院 経営管理研究科

看護学研究科

経営文化学部

ビジネスマネジメント学科

経営法学科

コミュニケーション文化学部

異文化コミュニケーション学科

生活心理学科

日本文化コミュニケーション学科

子ども学科

観光メディア文化学部

観光文化学科

メディア情報文化学科

看護学部

看護学科

② 松蔭大学附属松蔭高等学校

全日制課程 普通科

③ 松蔭大学附属松蔭中学校

④ 松蔭幼稚園

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

① 理 事 5人以上 7人以内

② 監 事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事選任機関)

第 6 条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

4 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に考慮し、理事を選任しなければならない。

(理事の選任)

第 7 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

① 学園長 理事会において選任した者 1人以内

② 松蔭大学学長、松蔭大学附属松蔭高等学校校長、松蔭大学附属松蔭中学校校長、及び松蔭幼稚園園長のうちから理事会において選任した者 2人以内

③ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人以内

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 8 条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外の候補者のうちから評議員会が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(会計監査人)

第 9 条 この法人に会計監査人 1 名以上 2 名以内を置く。

- 2 会計監査人は評議員会の決議によって選任する。
- 3 選任された会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

(会計監査人の解任)

第 10 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 監事は会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後、最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、その職務を行う。
- 4 理事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

- 5 監事のうち、その定数の2分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - ② 職務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ③ 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- ① 職務上の業務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - ③ 監事としてふさわしくない非行があったとき。
- 3 役員は次の事由によって退任する。
- ① 任期の満了。
 - ② 辞任。
 - ③ 死亡。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長は評議員会に出席しなければならない。
- 4 理事長は評議員会において評議員から特定の事項について説明を求められた場合には当該事項について必要な説明をしなければならない。

(常任理事の職務)

第14条 常任理事は、理事長の職務の執行を補佐する。

- 2 理事(理事長を除く)のうち2名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも同様とする。
- 3 理事長が事故あるときは、常任理事をもって私立学校法第37条第3項の代表業務

執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも同様とする。

- 4 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を代理してこの法人の業務を掌理する。

(理事の代表権の制限)

第 15 条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第 16 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- ① この法人の業務を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ④ この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - ⑤ この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令又は寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、これを理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告すること。
 - ⑥ 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - ⑦ この法人の業務・財産の状況、又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
 - 3 監事は、第 1 項、2 項の職務を行うために、監事会を置くことができる。

(理 事 会)

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集し、理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に特段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 4 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 5 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決することとする。
- 9 理事会の決議について直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の特別議決)

第 18 条 次に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分、並びに不動産の買受に関する事項
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- ③ 収益事業の開始及び廃止に関する事項
- ④ この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合による解散
- ⑤ 残余財産の処分に関する事項

(議 事 録)

第 19 条 議長は、理事会の開催の場所、日時及び議決事項並びにその他の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。)若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名若しくは記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に保管して置かなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は定時評議員会として毎年度6月末までに1回開催するほか必要がある場合に開催する。
- 3 評議員の定数は、6人以上9人以内とする。
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
- 7 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 理事長は、評議員総数の10分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。
- 10 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
- 11 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員の選任)

第21条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- ① この法人の職員（この法人の設置する私立学校の教職員その他の職員を含む。）のうちから、理事会において選任した者 2人以内
 - ② この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから評議員会において選任した者 2人以内
 - ③ 学識経験者のうちから、評議員会において選任した者 7人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、その職務上の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

- 第22条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることがある。
 - 3 評議員は、任期満了のあとでも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

- 第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - ③ 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- ① 任期の満了
 - ② 辞任
 - ③ 死亡

（議 事 録）

- 第24条 議長は、評議員会の開催の場所、日時及び議事並びにその他の議事事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した評議員及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ）若しくは記名押印し、又は議長並

びに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名若しくは記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に保管して置かなければならない。

(評議員会の決議事項)

第 25 条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- ① 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに関する寄附行為の変更
- ② 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- ③ 合併

(評議員会の諮問事項)

第 26 条 次の各号に掲げる事項については、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ② 事業計画
- ③ 事業に関する中期的な計画
- ④ 理事の選任について
- ⑤ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ⑥ 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- ⑦ 多額の借財
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項

(評議員の意見具申等)

第 27 条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べもしくはその諮問に答え、又役員から報告を徴することができる。

第 5 章 資産及び会計

(資 産)

第 28 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 30 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の決議によってその一部に限り、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第 31 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金としもしくは、定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 32 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料その他の運用財産をもって支弁する。

(役員及び評議員等の報酬)

第 33 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って支給することが

できる。

- 2 会計監査人に対する報酬は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 34 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(会 計)

第 35 条 この法人の会計は、学校法人の会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 36 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 7 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 37 条 理事長は、この法人の決算及び事業の実績について(1 事業報告 2 計算書類 3 財産目録等)、毎会計年度終了後 3 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後 3 月以内に、決算及び事業の実績(1 事業報告 2 計算書類 3 財産目録等)を評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告、事業報告の附属明細書、計算書類、計算書類の附属明細書、財産目録、役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)、及び会計監査報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類及びこの寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- ① 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
 - ② この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合
 - ③ 合 併
 - ④ 破産手続き開始の決定
 - ⑤ 所轄庁の解散命令
- 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 42 条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、所

轄庁の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第 44 条 この寄附行為を変更しようとするときは、第 25 条第 1 項第 1 号で定める評議員会の決議事項については、評議員会の決議及び理事会の決議を得て、第 26 条第 1 項第 6 号で定める評議員会の諮問事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴いて、理事会の決議を得て、所轄庁の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聴いて、理事会の決議を得て所轄庁に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(公告の方法)

- 第 45 条 この法人の公告は、学校法人松蔭学園の掲示場に掲示して行う。

(情報の公表)

- 第 46 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 1 寄附行為
 - 2 監査報告書
 - 3 計算書類(貸借対照表、収支計算書)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、会計監査報告書、財産目録及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)
 - 4 役員等に対する報酬等の支給の基準

(施行細則)

- 第 47 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年2月5日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年11月15日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年8月27日）から施行する。

附 則

1. 平成14年9月19日並びに平成14年12月4日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日より施行する。
2. 松蔭大学 経営文化学部 異文化コミュニケーション学科は、前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に在籍する学生が卒業するまでの間存続するものとする。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年1月25日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年9月7日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年12月24日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年5月20日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月31日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年10月31日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年9月5日）から施行する。

附 則

1. 令和2年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年2月18日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和4年10月31日）から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年4月1日）から施行する。

附 則

1. 令和7年2月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則

1. 令和8年10月8日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和8年11月1日から施行する。